
序章 観光立国への道——景観法の活用——

第1節 日本国の行き詰まりと中国の台頭	2
I 日本国の行き詰まり	2
II 中国の台頭	3
第2節 観光立国と押し寄せる中国人観光客	4
I 「観光立国」政策	4
II 押し寄せる中国人観光客	5
第3節 日本の「まち」の魅力	7
I 『狙った恋の落とし方。』のヒットと北海道ブーム	7
II 日本の「まち」は美しい?	8
III 日本の観光力	9
IV 東日本大震災を超えて	9
第4節 景観法の活用	12

第1章 まちづくりと景観法

第1節 まちづくりの法と政策	14
I まちづくりの法と政策素描	14
1 まちづくりとは、まちづくり法とは	14
2 戦後のまちづくりとまちづくり法	15
3 日本のまちづくりの特徴	17

II	まちづくりの実践と問題意識	18
1	出版にみるまちづくりの実践	18
2	筆者の問題意識	19
第2節 小泉都市再生にみる、まちづくりの法と政策		20
I	まちづくりの現状と課題	20
1	小泉内閣と都市再生	20
2	民主党連立政権下のまちづくり	20
II	都市再生の活用とその批判	21
1	都市再生への批判	21
2	五十嵐弁護士の視点	22
3	筆者のスタンス	23
III	まちづくりで重要さを増す「景観価値」	24
1	伊藤グループの活躍	24
2	景観価値の位置づけ	24
第3節 眺望・景観をめぐる法と政策		26
I	希薄だった「景観」意識	26
II	多発する眺望・景観紛争	26
III	法の不備と法廷闘争の限界	27
IV	景観価値の高まりと眺望・景観をめぐる「法と政策」の必要性	28
第4節 「美しい国」と景観法		30
I	「美しい国」というキーワード	30
II	景観価値と私権制限	31
III	「美しい国づくり」のための法と政策・景観法の活用	31
IV	景観法制定と眺望・景観紛争の変化	32

第5節 本書がめざすもの・本書の構成	34
--------------------------	----

第2章 眺望・景観紛争の論点と到達点

第1節 眺望紛争とその到達点	38
I 眺望判例の整理と分析	38
1 眺望判例の整理	38
2 眺望判例の分析	39
3 昭和50年頃まで	39
<chart 1> 眺望判例一覧表	40
4 昭和50年から昭和末期まで	48
5 平成以降	49
6 まとめ	51
II 眺望判例から景観判例へ	52
1 眺望・景観判例の新たな潮流	52
2 「国立マンション事件」最高裁判決前の景観判例	53
3 「国立マンション事件」最高裁判決後の景観判例	55
4 眺望判例の現在	55
III 判例・学説から読み解く眺望・景観紛争	58
1 眺望とは何か	58
2 眺望の独自性とは——「日照・眺望紛争」からの独立	58
3 眺望の「景観への接近」と「個別化」	60
4 個別の眺望の時代から、全体の景観の時代へ	62
5 注目される新たな「眺望」のあり方	63
第2節 景観紛争と景観価値の高まり	65

I	眺望紛争から景観紛争へ	65
1	公害から環境へ	65
2	眺望から景観へ	67
3	司法的視点の限界と立法的・政策的視点の必要性	68
II	景観価値の多様性	69
1	「美の原則」を条例に掲げた意味	69
2	どのような景観が「よい」のか	71
III	景観価値についての学説	74
1	田村明教授による分析	74
2	「美しい景観を創る会」の主張と批判	76
3	景観価値の議論に必要なものは——日欧中の都市比較	77
IV	景観紛争は新たなステージへ	80
第3節 まちづくりと眺望・景観紛争		81
I	まちづくりにおける眺望・景観の位置づけ	81
1	まちづくりの多様性と景観の地位	81
2	まちづくりと眺望・景観紛争	83
II	マンション紛争と眺望・景観	85
1	まちづくり紛争の主役はマンション	85
2	マンション紛争の対処法	86
III	眺望・景観にみるマンション紛争①——マンションの形状による紛争	88
1	高さをめぐるマンション紛争	88
2	地下室マンションをめぐる紛争	89
3	長さをめぐるマンション紛争	90
4	デザイン・色彩とマンション	90
IV	眺望・景観にみるマンション紛争②——建築地域による紛争	91
1	都心部におけるマンションvsマンション	91

2	世界遺産とマンション	92
3	歴史・文化とマンション	94
第4節 眺望・景観紛争への新たな対応策		95
I	マンションと景観紛争への新たな対応策	95
1	景観法を活用した規制	95
2	司法による抑制の強化	96
3	「やり得」を許さない事後規制	97
4	高層マンションの建築規制に伴う調整	98
5	紛争解決チャンネルの多様化	99
II	公共事業・大規模開発と景観紛争への新たな対応策	100
1	公共事業と景観紛争	100
2	民間大規模開発と景観①——今、東京の大規模再開発は	102
3	民間大規模開発と景観②——今、大阪の大規模再開発は	106
4	まとめ	108
III	規制と開発の両立を	108
1	価値の転換を、景観価値の重視を	108
2	規制と開発のメリハリによって良好な景観を形成することの 意味	110
3	規制と開発の両立を	111

第3章 眺望・景観紛争の到達点

——2つの注目判例から——

第1節 景観紛争の意義と到達点		
——国立マンション事件判決を中心に		114
I	国立マンション事件の概要と住民運動の特徴	114

目 次

1	国立マンション事件とは	114
2	大学通りの景観をめぐる住民運動の特徴	115
3	地区計画が先か、建築確認が先か	115
	<chart 2> 大学通りの景観をめぐる住民運動	116
II	景観利益を中心とした1審判決と控訴審判決の法理	117
1	違法部分の撤去を命じた1審判決と逆転控訴審判決	117
2	1審判決の法理	118
3	控訴審判決の法理——景観利益についての判断	120
4	地区計画と条例についての1審判決と控訴審判決の相違	121
III	最高裁判決の意義と限界	123
1	住民側による上告とその結果	123
2	最高裁判決が認めた「景観利益」	124
3	景観利益の侵害	124
4	最高裁判決の意義とその限界	126

第2節 鞆の浦世界遺産訴訟

	——眺望・景観紛争の新たな時代	129
--	-----------------	-----

I	鞆の浦の架橋計画(広島県福山市)	129
1	鞆の浦とは	129
2	鞆地区道路港湾整備事業の概要	130
3	対立軸は「景観vs利便性」	131
4	『五十嵐・美しい都市』にみる鞆の浦とは	132
II	埋立免許仮の差止め申立事件(本件仮の差止事件)	133
1	仮の差止めとは	133
2	本件仮の差止事件と裁判所の判断	134
III	埋立免許差止請求事件(本件差止訴訟)	135
1	差止めの訴えの明文化	135
2	訴訟の経過と争点	136

3	画期的な1審判決	137
4	1審判決の判断①——「法律上の利益」の有無	138
5	1審判決の判断②——「重大な損害を生ずるおそれ」「適当な方法」の有無	141
6	1審判決の判断③——明らかな法令違背及び裁量権の逸脱又は濫用の有無	142
IV	1審判決後の動き	144
1	認可の先延ばしと広島県による控訴	144
2	知事交代による推進派と反対派の協議の開始	145
3	控訴審の動向	146
V	仮の差止事件と1審判決の評価とその評論	146
第3節 景観事件の東西「両横綱判決」の検討		148
I	景観事件の東西「両横綱判決」の3つのポイント	148
II	景観利益の法的保護性とは	149
1	「景観利益」とは何か	149
2	「都市の景観」と「歴史・文化の景観」	150
3	民事訴訟における景観利益と、行政訴訟における景観利益	154
III	民事上の損害賠償と差止め	156
1	不法行為に基づく損害賠償と、差止請求の関係	156
2	景観訴訟における差止めの可否	157
3	景観訴訟では「公」vs「私」が逆転するのか	160
4	行政訴訟における差止めについての裁量判断手法との比較	161
IV	景観行政訴訟固有の論点	162
1	原告適格と行政事件訴訟法9条	162
2	原告適格についての適用法令と「関連法令」	163
3	原告適格が認められるのは、「距離」か「面」か	166
4	景観利益と「重大な損害を生ずるおそれ」	169

5 今後の景観行政訴訟の課題169

第4章 住民参加のまちづくりと景観法

第1節 まちづくり条例・景観条例の到達点172

I 「上乘せ」「横出し」条例の意義と限界172

1 公害の時代における「上乘せ」「横出し」条例172

2 「法律先占論」との闘い173

II 開発指導要綱の意義と限界174

1 開発指導要綱とは174

2 開発指導要綱の歴史175

3 「通達」と開発指導要綱176

4 武蔵野市マンション事件と開発指導要綱177

5 武蔵野市長の刑事事件と開発指導要綱179

6 そもそも、なぜ「開発指導要綱」だったのか181

III まちづくりに委任条例が果たした役割182

1 委任条例と自主条例、2つの方向性182

2 委任条例の強化①——美観地区と風致地区183

3 委任条例の強化②——地区計画制度と建築条例185

4 委任条例の強化③——特別用途地区186

IV まちづくりに自主条例が果たした役割①——先進的な取り組み ...188

1 神戸市の事例——神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例188

2 東京都世田谷区の実例——世田谷区街づくり条例189

V まちづくりに自主条例が果たした役割②——まちづくり条例・景観条例へ190

1 委任条例と自主条例の組合せによるまちづくり190

2	景観法制定以前の景観条例	190
3	「条例によるまちづくり」についての小林教授の分析	191
4	真鶴町における「美の条例」	192
5	自主条例の展開とその限界	194
VI	自主条例は「無力」か——宝塚市パチンコ店条例事件の影響	194
1	宝塚市パチンコ店条例事件とは	194
2	宝塚市パチンコ店条例事件の波紋	197
VII	開発指導要綱の自主条例化	198
1	開発指導要綱の条例化の促進	198
2	指導要綱のみを条例化した事例——明石市、藤沢市	199
3	指導要綱の条例化にあわせてプラス α のまちづくり制度を定めた事例——宝塚市	200
4	指導要綱の条例化を契機としてまちづくり条例を制定した事例——武蔵野市、所沢市	200
5	さらなる拡大への期待	201
VIII	景観法に基づく委任条例の活用	202
1	景観法制定の意義	202
2	景観法が定める委任条例の活用	202
第2節	まちづくりにおける住民参加	204
I	住民参加の重要性とその拡大	204
1	住民参加の重要性	204
2	条例制定と住民参加	204
3	住民参加の仕組みと拡大	205
II	地区計画における住民参加	205
1	住民参加の萌芽としての地区計画	205
2	地区計画制度における条例	206
3	地区計画における住民参加の意義と限界	206

III 「まちづくり協議会」と住民参加	207
1 先進的な自治体における「まちづくり協議会」	207
2 阪神・淡路大震災と「まちづくり協議会」	209
3 まちづくり協議会の限界と課題——芦屋中央地区における筆者の実践から	211
IV NPO法人による都市計画決定への住民参加	213
V 都市計画決定への住民参加①——平成12年改正都市計画法	214
1 住民参加の拡大と都市計画法の改正	214
2 平成12年改正法以前の都市計画法における住民参加	215
3 平成12年改正法による住民参加の拡充	216
VI 都市計画決定への住民参加②——平成14年改正都市計画法	219
1 都市計画の提案制度の創設	219
2 都市計画の提案制度の概要	220
3 都市計画の提案制度の活用状況	221
VII 景観法における住民参加	221
1 景観法が定める住民参加の制度と仕組み	221
2 景観計画の提案制度	222
3 景観計画策定の提案事例	223

第5章 景観法の制定とその活用

第1節 景観法の制定とその概要	228
I 景観法制定の背景とその意義	228
1 景観法の制定	228
2 景観法制定の背景	228
3 景観法制定の意義	229
II 景観法の構成とその特徴	230

1	景観法の構成	230
2	景観法の特徴	231
III	景観法が定めた重要なツールとその意義	232
1	景観行政団体と景観計画	232
2	景観地区と準景観地区	234
	<chart 3> 景観地区における規制の対象と手段	235
3	景観地区の画期性	235
IV	景観法の活用状況	237
1	景観法の完全施行から7年余	237
2	景観行政団体	237
	<chart 4> 景観行政団体数の推移	238
3	景観計画の策定状況	239
4	景観地区・準景観地区の策定状況	240
第2節	景観法の到達点と課題	242
I	景観法の到達点	242
1	景観法への期待	242
2	景観法の到達点（定着状況）	243
II	景観法が定める委任条例	245
1	景観法が定める委任条例の拡充	245
	<chart 5> 景観法の委任条例の定め	246
2	景観地区指定の意義とその活用状況	247
III	委任条例①——景観計画に関する委任条例の到達点	250
1	国土交通省によるアンケート調査	250
2	景観計画に関する委任条例の到達点	251
IV	委任条例②——景観地区に関する委任条例の到達点	251
1	国土交通省によるアンケート調査	251

<chart 6> 景観法第3章が定める区域に関する条例の委任事項
を定めた委任条例の件数252

2 景観地区等に関する委任条例の到達点253

V 今後の課題254

1 景観計画（区域）と景観地区のさらなる拡大254

2 景観価値の高まり254

3 地域主権戦略大綱の閣議決定（第2次見直し）と第2次一括
法の制定に伴う景観法の一部改正256

第6章 屋外広告物と景観法

第1節 屋外広告物と眺望・景観紛争260

I 屋外広告物と眺望・景観260

1 溢れかえる屋外広告物は、全て悪玉か260

2 観光名所となっている屋外広告物も261

3 本章で検討する屋外広告物とは263

II 屋外広告物と表現の自由をめぐる紛争——ポスター、ビラ貼り ...264

1 ポスター、ビラ貼りと表現の自由の衝突264

2 眺望・景観保護の観点からの問題意識265

III 屋外広告物をめぐる判例の検討266

1 判例の紹介266

2 6つの判例の検討271

3 借地借家に付随する屋外広告物をめぐる紛争272

4 まとめ273

IV 眺望・景観保護の観点からの屋外広告物規制273

1 眺望・景観保護の観点からの、規模の大きな屋外広告物規制 ...273

2 眺望・景観保護からの、規模の小さい屋外広告物規制——ポ

スター、ビラ貼り等	274
3 景観法の活用による屋外広告物規制	275
4 広告業界による自主的な屋外広告物規制	276
5 屋外広告物と眺望・景観の共存とは	277
第2節 景観法の制定に伴う屋外広告物法の改正	278
I 旧屋外広告物法による規制——簡易除却制度の創設と拡充	278
1 屋外広告物法の制定	278
2 屋外広告物法の主な改正とその限界	279
II 特区の活用による即時撤去とボランティアによる簡易除却	280
1 特区の活用	280
<chart 7> 旧屋外広告物法における違反広告物の除却に関する 制度	281
2 違反広告物の撤去における市民ボランティアの活用例	282
III 景観法制定に伴う屋外広告物法の改正——即時撤去	283
1 景観法制定に伴う屋外広告物法の平成16年改正	283
2 平成16年改正による規制強化——簡易除却制度の拡充	284
IV 景観計画を活用した屋外広告物の規制と屋外広告物条例	286
1 景観計画を活用した屋外広告物の規制	286
2 屋外広告物条例に関する権限移譲	287
3 2つの武器	287
第3節 景観法を活用した先進的な取組み	289
I 景観法を活用した先進的な取組み①——金沢市	289
1 はじめに	289
2 金沢市の取組み	289
3 その評価	291
II 景観法を活用した先進的な取組み②——小田原市、尾道市	292

目次

1	はじめに	292
2	小田原市の取組み	292
3	尾道市の取組み	294
III	景観法を活用した取組み③——倉敷市、伊丹市、鎌倉市、 松山市	295
1	はじめに	295
2	倉敷市の取組み	295
3	伊丹市の取組み	296
4	鎌倉市の取組み	298
5	松山市の取組み	299
第4節	東京都の景観法を活用した先進的な取組み	301
I	屋外広告物条例に基づく独自の取組み	301
1	東京都屋外広告物条例	301
2	東京都独自の取組み——地域ルール	301
II	景観計画に基づく屋外広告物の規制	302
1	屋外広告物の表示等の制限	302
2	屋外広告物の表示に関する共通事項	303
3	景観形成特別地区における基準	304
4	小笠原における基準	305
	<chart 8> 文化財庭園等景観形成特別地区における屋外広告物 の表示等の制限に関する事項	306
	<chart 9> 水辺景観形成特別地区における屋外広告物の表示等 の制限に関する事項	307
III	屋外広告物条例の改正	308
第5節	京都市の屋外広告物条例改正にみる新たな展開 ——攻めの条例へ	309

I	新景観政策と屋外広告物条例の改正	309
1	新景観政策による屋外広告物規制の見直し	309
2	その概要	309
II	屋外広告物規制のための景観計画の活用	310
1	景観計画を活用した取組み	310
2	屋外広告物規制区域の再編	311
	<chart 10> 屋外広告物規制区域の種別	312
III	新景観政策による屋外広告物条例の改正	315
1	許可の基準	315
2	屋上に設置する屋外広告物及び点滅照明の禁止	316
	<chart 11> 建築物等定着型屋外広告物の最上部の高さの上限	317
3	優良意匠屋外広告物の指定制度	318
4	従前からの条例を活用した取組み	319
5	規制強化に対する「緩和」措置	320
第6節 屋外広告物規制の到達点		322
I	屋外広告物規制の新たな武器とは	322
II	突出した到達点——京都市	323
III	首都らしい到達点——東京都	324
IV	高水準の到達点——金沢市、小田原市、尾道市	325
V	標準程度の到達点——伊丹市、鎌倉市、倉敷市、松山市	325
VI	各自治体への今後の期待	326

第7章 景観政策の新たな展開

——攻めの景観条例へ——

第1節	京都市の新景観政策——眺望景観創生条例	330
-----	---------------------	-----

I	京都市の新景観政策	330
1	新景観政策への足取り	330
2	京都市の新景観政策の概要	331
	<chart 12> 新景観政策施行に関する経過	332
	<chart 13> 新景観政策の制度上の枠組み	333
II	眺望景観創生条例の内容	335
1	目的、基本理念、責務	335
2	定義	336
3	眺望景観保全地域の指定等	336
	<chart 14> 眺望景観の定義	337
	<chart 15> 眺望景観保全地域	338
	<chart 16> 眺望景観の規制概念図	339
	<chart 17> 眺望景観保全地域の対象地と指定	339
4	眺望景観保全地域における建築物等に関する制限	342
	<chart 18> 賀茂川右岸からの「大文字」の眺望空間保全区域における制限	344
	<chart 19> 賀茂川右岸からの「大文字」の近景デザイン保全区域における制限	345
	<chart 20> 賀茂川右岸からの「大文字」の遠景デザイン保全区域における制限	346
III	景観地区（都市計画）・景観計画の見直しと市街地景観整備条例の改正	347
1	景観地区（都市計画）の見直し	347
	<chart 21> 新景観政策による景観地区見直しの内容	348
	<chart 22> 形態意匠の制限が適用除外される建築物	351
2	新景観政策による景観計画の見直しと市街地景観条例の改正	352
	<chart 23> 新景観政策による建造物修景地区見直しの内容	352
IV	高度地区（都市計画）による高さ規制の見直し	354

1	高度地区(都市計画)の見直し	354
2	特例許可制度の創設	355
	<chart 24> 特例許可の対象	356
	<chart 25> 特例許可の手続の概要	357
V	風致地区(都市計画)の見直しと風致地区条例・自然風景保全条例の改正	358
1	風致地区(都市計画)の見直し	358
2	風致条例の改正	359
	<chart 26> 新景観政策が施行された後の風致地区	360
	<chart 27> 京都市の風致地区の種別	361
	<chart 28> 特別修景地域の指定	362
3	自然風景保全条例の改正	364
	<chart 29> 特別修景地域における形態意匠等の基準(抜粋)	365
	<chart 30> 許可が不要となる行為(自然風景保全条例9条1項ただし書)	367
	<chart 31> 許可の基準(自然風景保全条例12条)	367
VI	京都市の新景観政策の画期性	369
1	眺望景観創生条例制定と市街地景観条例改正の画期性	369
2	その突出性	370
3	高さ規制の強化に対する反発	371
4	「施行4年」における定着性とその評価	372
第2節	東京都の新景観政策	375
I	東京都の景観政策の歩み	375
1	景観法の制定前	375
2	景観法の制定後——景観審議会の答申	376
II	景観条例の改正	378
1	景観法に関する改正——委任条例への「衣替え」	378

目 次

2	東京都独自の制度の創設——事前協議制度	379
	<chart 32> 事前協議の対象（東京都景観条例20条・2条5号、 施行規則4条2項）	380
	<chart 33> 事前協議の時期	381
III	景観計画の策定	381
1	東京都景観計画における景観計画区域	381
2	景観基本軸	382
	<chart 34> 景観計画区域の区分	382
3	景観形成特別地区	383
	<chart 35> 景観基本軸	384
	<chart 36> 文化財庭園等景観形成特別地区	386
	<chart 37> 建築物の建築等の景観形成基準	387
IV	景観計画にみる東京都の「意気込み」	388
第3節	芦屋市の新景観政策	390
I	市全域を景観地区に指定	390
1	芦屋市とは	390
2	芦屋市による景観地区の指定	391
II	芦屋景観地区の内容	392
1	建築物の形態意匠の制限	392
2	工作物の形態意匠の制限	392
	<chart 38> 建築物の形態意匠の制限の内容	393
	<chart 39> 大規模建築物	395
	<chart 40> 認定工作物（芦屋市都市景観条例2条2項5号、別表 第1）	396
	<chart 41> 認定工作物の形態意匠の制限の項目別基準（芦屋市都 市景観条例14条、別表第2）	397
3	芦屋景観地区の画期性	402

III	芦屋市都市景観条例の改正	403
	<chart 42> 芦屋市都市景観条例の新旧比較	404
IV	景観地区で全国初の計画不認定	405
	1 全国初の計画不認定事例の登場	405
	2 計画不認定となったマンション計画の概要	405
	3 計画不認定の判定の根拠	406
	4 その後の行方	407
V	芦屋川南特別景観地区の指定	408
	1 芦屋川南特別景観地区を指定	408
	<chart 43> 景観形成基準の内容	409
	2 芦屋川沿岸の北部地域についても景観特別地区に指定の手 続中	410
VI	六麓荘町の「豪邸条例」	410
	1 建築協定から地区計画へ	410
	2 地区計画への「格上げ」とその意義	411
	3 「豪邸条例」の制定	412
	4 「豪邸条例」の評価	413
第4節 各地の新景観政策		414
I	岐阜県各務原市——分譲住宅地初の景観地区	414
	1 分譲住宅地に対する景観地区の指定	414
	2 グリーンランド柄山の分譲と景観地区の指定	415
	<chart 44> グリーンランド柄山景観地区の内容	416
	3 グリーンランド柄山景観地区における景観形成ガイドライン	417
II	兵庫県西宮市	419
	1 横長マンションを禁止する景観計画	419
	<chart 45> 建築物の新築・増築・改築・移転について定められた 共通基準	421

目次

2	西宮市都市景観条例の改正	422
3	甲陽園目神山地区を景観重点地区に指定	423
	<chart 46> 緑化についての重点地区基準	424
第5節 大阪のまちづくりと景観政策		426
I 大阪府・市における景観法の活用		426
1	大阪府における景観法の活用——景観計画と景観条例	426
2	大阪市における景観法の活用①——景観計画と景観条例	428
3	大阪市における景観法の活用②——景観協議会	429
II 大阪府・市のまちづくりのおもしろさ		430
1	大阪府・市のまちづくりの特徴	430
2	水都大阪2009の試み	432
III 大阪府・市のまちづくりのユニーク性と住民参加		434
1	中之島の桜の植樹	434
2	道頓堀川の浄化	435
3	天満天神繁昌亭の復活	436
4	大阪府・市のまちづくりにみる住民参加	437
IV 「大阪維新」とまちづくり		437
1	びっくり仰天の橋下知事誕生	437
2	橋下府政のまちづくり	438
3	「大阪維新の会」の躍進とまちづくり	439
4	「10大名物構想」に注目	440

終章

日本はどこへ行くのか

——景観をめぐる法と政策への不安と期待——

第1節	こんな不安①——日本の経済	444
-----	---------------	-----

I	大阪万博 vs 上海万博、日本 vs 中国	444
1	万博の入場者数	444
2	日本と中国の経済発展	444
II	中国映画『CEO』をどう見るか	445
III	日本丸の「CEO」（最高経営責任者）の手腕	447
第2節	こんな不安②——日本の政治	449
I	政権交代と政権のたらい回しをどう考えるか	449
II	「行き当たりばったり」の一例	450
第3節	こんな期待①——自治体間競争によるまちづくり	452
I	景観法は上からか、それとも下からか	452
II	地方分権、地域主権の進展	453
III	自治体間競争への期待	453
IV	「大阪都構想」への期待	454
V	震災の克服と再び観光立国へ	454
第4節	こんな期待②——住民参加のまちづくり	456
I	「住民運動」に期待	456
II	「自立した市民」の形成	457
1	「自立した市民」とは	457
2	まちづくりの分野での「自立した市民」の形成	458
第5節	こんな期待③——柔軟な思考と骨太の議論、そして政策的議論	460
I	柔軟な思考	460
II	骨太の議論	460
1	環境権の議論	460

目 次

2	インパクトのある議論の必要性	461
III	政策的議論を	462
1	要件事実論の立場	462
2	法政策の議論の必要性	464
▶	参考文献・参考論文	465
▶	著者略歴	469